

## 経済学史学会会則・附則

### 名 称

第1条 本会は経済学史学会と称する。

### 目 的

第2条 本会は、経済学史および社会・経済思想史の研究ならびに内外の学界との交流を目的とする。

### 事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

#### (1) 研究報告会の開催

イ. 毎年1回全国大会を開く。必要に応じて臨時の大会を開くことができる。

ロ. 地方部会および研究会を開くことができる。

#### (2) 公開講演会の開催

#### (3) 内外の経済諸学会との連絡と交流

#### (4) 会誌の発行

#### (5) 学会賞の授与

#### (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 会 員

第4条 本会の目的に賛同して会員となるには、本会に申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

第5条 会員は年会費10,000円を納めるものとし、会員からの寄付は随時受けつける。

2 大学院生・退職者などの年会費は6,000円とする。

3 終身会員の年会費は徴収しない。終身会員となるには、幹事会の定める細則にもとづいて申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

第6条 会員は、大会・部会および研究会に出席し、会誌の配布を受け、その他幹事会の定めるところによって研究上の便宜を受けることができる。

第7条 会員は書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納したものは退会と見なす。ただし、滞納分を納入することにより会員資格を回復することができる。

### 名誉会員

第8条 会員であって多年経済学史研究の発達に貢献のあったものは、幹事会の推薦により総会の承認を経て名誉会員とすることができる。

## 役員

第9条 本会に幹事および監事を置く。

- (1) 幹事は30名以内とし、幹事会を構成して会務を執行する。
- (2) 幹事のうち1名を代表幹事とする。
- (3) 監事は2名とし、会計を監査する。
- (4) 幹事および監事の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続して3期(6年)を超えないものとする。

第10条 幹事および監事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、総会の承認を得るものとする。

第11条 幹事会は第3条に定める事業の遂行のために常任幹事若干名を幹事中より選任することができる。常任幹事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行う。

第12条 幹事会は委員若干名を委嘱し、第3条に定める事業を遂行する。

## 総会

第13条 本会は毎年1回総会を開く。幹事会が必要と認めるときまたは会員の3分の2以上の請求があるときは臨時総会を開く。

第14条 総会における決定は本会則においてとくに定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

## 会則の変更および本会の解散

第15条 本会則の変更または本会の解散は幹事の過半数または会員15名以上の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 附 則

- 1 幹事会は日本経済学連合の評議員2名を会員中より選任する。
- 2 本会の所在地は、株式会社アクセライト内(経済学史学会事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷3-5-4 朝日中山ビル5F Tel: 03-5801-0813 E-mail: jshet@accelight.co.jp)に置く。
- 3 第8条の規定にかかわらず、学会創立50年(2000年)以降は新たに名誉会員を置かないものとする。
- 4 本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(1950年4月施行、以後、数次にわたり改正。2020年12月現在)